

診療所開設者（死亡・失そう）届出書（医師開設）の記載要領

事案	届出により開設した診療所の開設者（医師・歯科医師）が死亡・失そうした場合		
根拠法令	医療法第9条第2項		
提出期限	死亡後10日以内（死亡日から起算） 失そう宣告後10日以内（失そう宣告日から起算）	様式	15
提出窓口	管轄保健所		
添付書類	診療所構造設備使用許可書（有床診療所の場合）		
提出部数	1部		
手数料	なし		

様式の記入要領

「届出者」	<p>1 本届の届出者は、次のとおりである。 [死亡の場合（戸籍法第87条）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同居の親族 ・その他の同居者 ・家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人 <p>※死亡の届出は、同居の親族以外の親族もすることができる。 [失そうの場合（戸籍法第94条）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・失そう宣告の裁判を請求した者 <p>2 届出者の住所地（住民票のある住所地）、氏名、続柄、電話番号を記載する。</p>
1. 開設者の住所・氏名	<p>1 住所は、死亡・失そうした開設者である医師・歯科医師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。</p> <p>2 氏名は、開設者である医師・歯科医師個人の氏名を記載する。</p> <p>3 電話番号は、開設者の自宅の電話番号を記載する。</p>
2. 診療所の名称	1 診療所開設届出書の名称（変更があった場合は届け出た名称）を記載する。
3. 開設の場所	1 診療所開設届出書の開設場所（変更があった場合は届け出た開設場所）、診療所の電話番号を記載する。
4. 病床数	1 病床設置の場合は、病床数を記載する。
5. 死亡又は失そう宣告年月日	1 診療所の開設者の死亡年月日、又は民法第30条の規定により失そうの宣告をされた年月日を記載する。

添付書類

診療所構造設備使用許可書 （有床診療所の場合）	
----------------------------	--